

●海軍航空隊編制令

昭和五年六月十三日
内令第四百十三號

改正
昭和五年第一六〇號、第二三八號、六年第一〇四號、九年第一四三號、第四四〇號、一一年第三四〇號、一二年第三七號、一三年第一〇一七號、一四年第二三二一號、第八一五號、一五年第五二六號、一六年第三五〇號、第五九九號、一八年第一二八號、一九年第五九六號、二〇年第一九號

海軍航空隊編制令左ノ通定メラル

海軍航空隊編制令

第一章 總則

第一條 航空隊編制ハ航空隊ニ於テ諸般ノ要務遂行ニ適應センガ爲メ定ムル隊員及諸物件ノ區分編組ニシテ其ノ基本トスル所ハ戰鬪ノ要求ニ適セシムルニ在ルト共ニ必要ニ應ジ航空隊一部ノ分派又ハ併合ニ便ナル如ク定ムルモノトス

第二條 航空隊編制ヲ分チテ戰鬪編制及常務編制ノ二トシ各編制ヲ通シ航空隊ニ於ケル隊員及諸物件ハ第三條ニ規定スルモノヲ除クノ外之ヲ副官部、飛行科、通信科、內務科、修補科、醫務科及主計科ニ區分ス

航空隊ノ規模ニ應ジ一部ノ科ヲ他ノ科ニ合併シ又ハ之ヲ置カザルコトヲ得

各部又ハ科ニ配屬スル人員ヲ某部員又ハ某科員ト稱ス但シ兼

第二類 編制 海軍航空隊編制令

〔内二十三〕

九五

務又ハ補助配置ニ在ル者ハ各其ノ固有配置ニ依リ呼稱ス

第三條 司令及副長ニハ必要ニ應ジ直屬トシテ隊附兵科准士官

以上ヲ附シ其ノ命ヲ承ケ服務セシメ之ヲ司令附又ハ副長附トス

司令、副長及前項ノ職員ハ前條規定ノ部又ハ科ニ編入スルコトナシ

第二章 戰鬪編制

第一節 通則

第四條 戰鬪編制トハ戰鬪部署ニ於ケル航空隊編制ニシテ戰鬪

及之ト直接關聯スル業務ノ實施ハ主トシテ本編制ニ依ル

第五條 戰鬪編制ニ在リテハ副官部、飛行科、通信科、內務

科、修補科、醫務科及主計科ハ各副官、飛行長、通信長、內務長、修補長、軍醫長又ハ主計長之ヲ指揮ス

第六條 削除

第二節 副官部

第七條 副官部ノ編制左ノ如シ

一 副官

二 副官附 副官ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事スル者ニシテ隊附主

計科特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

必要ニ應ジ副官附トシテ隊附主計科士官ヲ配スルコトヲ得

三 庶務員 庶務ニ従事スル者ニシテ各科下士官、兵ヲ以テ之ニ充ツ

第三節 飛行科

第八條 飛行科ノ編制左ノ如シ

一 飛行長

二 飛行科附 飛行長ノ命ヲ承ケ整備術ノ教育及飛行長主管物件ノ整備ニ關シ飛行長ヲ補佐スル者ニシテ隊附兵科士官ヲ以テ之ニ充ツ

本號ノ兵科士官ヲ特ニ整備主任ト稱ス

三 飛行士 飛行長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ必要ニ應ジ之ヲ配シ隊附兵科尉官ヲ以テ之ニ充ツ

四 掌飛行長 飛行長ノ命ヲ承ケ飛行長、砲衛長及水雷長主管ノ兵器、需品、燃料等ノ保管出納ヲ掌ル者ニシテ隊附兵科特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

五 飛行科要員庫員 掌飛行長ノ命ヲ承ケ服務スル者ニシテ水兵員又ハ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

六 彈藥庫員 爆彈、彈藥包、信管、火管其ノ他火工品ノ保

管供給ニ従事スル者ニシテ水兵員及整備員ヲ以テ之ニ充ツ

七 輕質油庫員 航空燃料、潤滑油等ノ保管供給ニ従事スル者ニシテ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

八 通信傳令員 通信傳令ニ従事スル者ニシテ水兵員及整備員ヲ以テ之ニ充ツ

九 記錄員 作戰記錄等ノ記註ニ従事スル者ニシテ水兵員及整備員ヲ以テ之ニ充ツ

十 飛行隊

第九條 飛行隊ハ概ネ三個以內ノ飛行部竝ニ各一個ノ飛行機整備部及兵器整備部ヨリ成リ二個以上ノ飛行隊ヲ置ク場合ハ之ニ一連ノ番號ヲ附シ第一飛行隊、第二飛行隊等ト稱ス

第十條 各飛行隊ノ編制左ノ如シ

一 飛行隊長

二 飛行隊士 飛行隊長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ隊附兵科尉官ヲ以テ之ニ充ツ

三 飛行隊附 飛行隊長ノ命ヲ承ケ飛行機ノ操縦又ハ機上作業竝ニ飛行機ノ準備ニ従事スル者ニシテ隊附兵科士官、特

務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

四 通信傳令員 通信傳令ニ従事スル者ニシテ水兵員及整備員ヲ以テ之ニ充ツ

五 記録員 作戰記録等ノ記註ニ従事スル者ニシテ水兵員及整備員ヲ以テ之ニ充ツ

六 飛行部

七 飛行機整備部

八 兵器整備部

第十一條 飛行部ハ飛行機ノ機種ニ應ジ同型式ノモノ三基乃至十八基及之ガ附屬物件竝ニ關係人員ヨリ成リ各飛行隊ノ順序ニ從ヒ一連ノ番號ヲ附シ第一飛行部、第二飛行部等ト稱ス

第十二條 各飛行部ノ編制左ノ如シ

一 飛行部指揮官 飛行長又ハ飛行隊長ノ命ヲ承ケ飛行部ヲ指揮シ飛行機ニ搭乗スル者ニシテ兵科分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 飛行部附 飛行部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ飛行機ニ搭乗スル者ニシテ隊附兵科士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ飛行士及飛行隊士ハ飛行部附ヲ乗務ス

ルコトヲ得

三 飛行員 飛行機ニ搭乗シ飛行ニ従事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 操縦員 飛行機ノ操縦及操縦者用兵器ノ準備ニ従事スル者ニシテ飛行兵員ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 偵察員 飛行機操縦以外ノ機上作業及機上作業者用兵器ノ準備ニ従事スル者ニシテ飛行兵員ヲ以テ之ニ充ツ

(ハ) 射撃員 機上ニ於ケル射撃及射撃兵器ノ準備ヲ分擔ス

ルト共ニ飛行機機體及發動機ノ機上取扱及之ガ準備ニ従事スル者ニシテ飛行兵員ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條ノ二 飛行機整備部ハ飛行機ノ整備、檢査及準備其ノ他司令ノ定ムル飛行機ノ應急修補ニ要スル諸物件竝ニ關係人員ヲ各所屬飛行隊ニ適スル如ク數群ニ區分シタル名稱ニシテ之ニ一連ノ番號ヲ附シ第一飛行機整備部、第二飛行機整備部等ト稱ス

第十二條ノ三 各飛行機整備部ノ編制左ノ如シ

一 飛行機整備部指揮官 飛行長又ハ飛行隊長ノ命ヲ承ケ飛行機整備部ヲ指揮シ又必要ニ應ジ整備飛行ノ一部ヲ實施ス

ル者ニシテ兵科分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 飛行機整備部附 飛行機整備部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ隊附兵科士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 飛行機員 飛行機ノ整備、検査及準備ニ従事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 飛行機班下士官 飛行機ノ整備、検査及準備ニ従事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 飛行機班員 飛行機ノ整備、検査及準備ニ従事スル者ニシテ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

四 計器員 航空計器ノ整備、検査及準備ニ従事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 計器班下士官 航空計器ノ整備、検査及準備ニ従事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 計器班員 航空計器ノ整備、検査及準備ニ従事スル者ニシテ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

五 電機整備員 飛行機ノ電氣裝置及航空用蓄電池ノ整備、検査及準備ニ従事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 電機班下士官 飛行機ノ電氣裝置及航空用蓄電池ノ整備、検査及準備ニ従事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 電機班員 飛行機ノ電氣裝置及航空用蓄電池ノ整備、検査及準備ニ従事スル者ニシテ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

六 補機整備員 飛行機ノ補機及プロペラノ整備、検査及準備ニ従事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 補機班下士官 飛行機ノ補機及プロペラノ整備、検査及準備ニ従事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 補機班員 飛行機ノ補機及プロペラノ整備、検査及準備ニ従事スル者ニシテ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

七 航空修補員 飛行機ノ應急修補ニ従事スルト共ニ飛行機ノ整備、検査及準備ニ従事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左

ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 航空修補班下士官 飛行機ノ應急修補ニ從事スルト共ニ飛行機ノ整備、検査及準備ニ從事シ直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 航空修補班員 飛行機ノ應急修補ニ從事スルト共ニ之ガ整備、検査及準備ニ從事スル者ニシテ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條ノ四 兵器整備部ハ飛行機搭載兵器ノ整備、検査及準備ニ要スル諸物件竝ニ關係人員ヲ所屬飛行隊ニ適スル如ク數群ニ區分セル名稱ニシテ之ニ一連ノ番號ヲ附シ第一兵器整備部、第二兵器整備部等ト稱ス

第十二條ノ五 各兵器整備部ノ編制左ノ如シ

一 兵器整備部指揮官 飛行長又ハ飛行隊長ノ命ヲ承ケ兵器整備部ヲ指揮スル者ニシテ兵科分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 兵器整備部附 兵器整備部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ隊附兵科士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 兵器員 飛行機搭載兵器ノ整備、検査及準備ニ從事スル

者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 射爆員

(一) 射爆班下士官 射撃及爆撃用兵器ノ整備、検査及準備ニ從事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(二) 射爆班員 射撃及爆撃用兵器ノ整備、検査及準備ニ從事スル者ニシテ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 雷爆員

(一) 雷爆班下士官 雷撃及爆撃用兵器ノ整備、検査及準備ニ從事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(二) 雷爆班員 雷撃及爆撃用兵器ノ整備、検査及準備ニ從事スル者ニシテ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

(ハ) 寫眞員

(一) 寫眞班下士官 航空寫眞兵器ノ整備、検査及準備ニ航空寫眞ノ處理ニ從事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(二) 寫眞班員 航空寫眞兵器ノ整備、検査及準備ニ航

第二類 編制 海軍航空隊編制令

一三四

空寫眞ノ處理ニ從事スル者ニシテ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

第四節 通信科

第十三條 通信科ノ編制左ノ如シ

- 一 通信長
- 二 通信士 通信長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ隊附兵科尉官ヲ以テ之ニ充ツ
- 三 掌通信長 通信長ノ命ヲ承ケ通信長主管ノ兵器、需品等ノ保管、出納及整備ヲ掌ル者ニシテ隊附兵科特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ
- 四 一般無線整備員 掌通信長ノ命ヲ承ケ一般無線兵器ノ調整及整備ニ從事スル者ニシテ水兵員ヲ以テ之ニ充ツ
- 五 通信科要具庫員 掌通信長ノ命ヲ承ケ要具、需品等ノ配給ヲ爲ス者ニシテ水兵員ヲ以テ之ニ充ツ

六 通信幹部

七 電信部

八 有線電話部

九 暗號部

十 航空電波兵器整備部

第十四條 通信幹部員ノ編制左ノ如シ

- 一 通信指揮官 司令ノ命ヲ承ケ無線通信全般ノ指揮ヲ掌ル者ヲ謂ヒ通信長ヲ以テ之ニ充ツ
- 二 通信指揮官附 通信指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ通信幹部附ヲ直接指揮監督スル者ニシテ通信士ヲ以テ之ニ充ツ
- 三 通信幹部附 通信幹部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 補助員 通信指揮官又ハ通信指揮官附ノ命ヲ承ケ通信指揮ニ關スル業務ヲ補助スル者ニシテ水兵員ヲ以テ之ニ充テ其ノ一部ハ電信員ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

(ロ) 通信傳令員 通信指揮ノ傳令ニ從事スル者ニシテ水兵員又ハ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條 電信部ハ電信室、無線電話室、方位測定室、方位測定所、送信所、無線兵器及其ノ關聯裝置並ニ所屬人員ヨリ成ル

第十六條 電信部員ノ編制左ノ如シ

- 一 電信部指揮官 通信指揮官ノ命ヲ承ケ電信部員ヲ指揮ス

ル者ニシテ分隊長又ハ隊附兵科士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

本號ノ特務士官、准士官ヲ特ニ電信長ト稱ス

二 送信所指揮官 電信部指揮官ノ命ヲ承ケ送信所員ヲ指揮スル者ニシテ隊附特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 電信員 電信部ニ屬スル下士官及兵ノ總稱ニシテ水兵員ヲ以テ之ニ充テ其ノ主要分擔業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 要務員 電信部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ必要ニ應ジ之ヲ配シ其ノ一部ハ他ノ配置ニ在ル者ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ例トス

(ロ) 交信員 無線電信送受信ノ業務ニ従事スル者ヲ謂フ

(ハ) 送信機員 送信機ノ操作、調整等ニ従事スル者ヲ謂フ

(ニ) 電話機員 無線電話機ノ操作及調整ニ従事シ又必要ニ應ジ通話業務ニ従事スル者ヲ謂フ

(ホ) 方位測定員 方位測定機ノ操作、調整及無線送信源ノ方位測定ニ従事スル者ヲ謂フ

四 送信所附 電源、烹炊、醫務等ニ關スル業務ニ従事スル者

ヲ謂ヒ内務科、醫務科及主計科ノ者ヲシテ之ヲ兼ネシム

電信室、無線電話室、方位測定室、方位測定所等ノ各部ニ配置セラレタル電信員中ノ首席員ヲ室長ト稱ス

送信機員及送信所附ヲ送信所員ト稱ス

第十六條ノ二 有線電話部ノ編制左ノ如シ

一 有線電話部指揮官 通信指揮官ノ命ヲ承ケ有線電話部ヲ指揮スル者ニシテ隊附兵科特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

二 有線電話員 有線電話ノ通話業務及交換業務ニ従事スル者ニシテ水兵員又ハ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

三 有線電話整備員 有線電話兵器ノ調整及整備ニ従事スル者ニシテ水兵員ヲ以テ之ニ充ツ

第十六條ノ三 暗號部員ノ編制左ノ如シ

一 暗號部指揮官 通信指揮官ノ命ヲ承ケ暗號部員ヲ指揮シテ暗號ノ取扱及隊内ニ於ケル電報ノ接受、發送其ノ他通信事務ノ整理ニ従事スル者ニシテ隊附士官ヲ以テ之ニ充ツ

二 暗號員 暗號部指揮官ノ命ヲ承ケ暗號ノ作製、翻譯、解讀等ニ従事スル者ニシテ隊附士官、特務士官、准士官又ハ

下士官、兵ヲ以テ之ニ充ツ但シ其ノ一部ハ他ノ配置ニ在ル
兵曹又ハ主計兵曹ヲシテ之ヲ兼ネシメ又他ニ戰鬪配置ナキ
司令部附下士官、兵ヲ以テ之ニ充ツルヲ例トス

本號ノ隊附士官、特務士官、准士官ヲ特ニ暗號士ト稱ス

第十六條ノ四 航空電波兵器整備部ノ編制左ノ如シ

一 航空電波兵器整備部指導官 通信長ノ命ヲ承ケ航空電波
兵器整備部ヲ指揮スル者ニシテ分隊長又ハ隊附兵科士官、
特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

二 航空電波兵器整備部附 航空電波兵器整備部指揮官ノ命
ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ隊附兵科士官、特務士
官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 航空無線兵器員 航空無線兵器ノ調整、整備、検査及準
備ニ従事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス
(イ) 航空無線班下士官 航空無線兵器ノ調整、整備、検査
及準備ニ従事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵
曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 航空無線班員 航空無線兵器ノ調整、整備、検査及準
備ニ従事スル者ニシテ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

四 航空電測兵器員 航空電測兵器ノ調整、整備、検査及準

備ニ従事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス
(イ) 航空電測兵器班下士官 航空電測兵器ノ調整、整備、
検査及準備ニ従事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整
備兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(ロ) 航空電測兵器班員 航空電測兵器ノ調整、整備、検査
及準備ニ従事スル者ニシテ整備員ヲ以テ之ニ充ツ

第五節 内務科

第十七條 内務科ノ編制左ノ如シ

一 内務長

二 内務士 内務長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ
隊附兵科尉官ヲ以テ之ニ充ツ

三 掌内務長 内務長ノ命ヲ承ケ内務長主管（航海長、機關
長及内務長主管中運用及電機ノ部）ノ兵器、需品等ノ保管及
出納ヲ掌ル者ニシテ隊附兵科特務士官、准士官ヲ以テ之ニ
充ツ

四 内務科要具庫員 掌内務長ノ命ヲ承ケ主トシテ兵器、需
品等ノ保管及配給ヲ爲ス者ヲ謂ヒ他ノ配置ニ在ル者ヲシテ

兼ネシムルヲ例トス

五 特務部

六 補機部

七 自動車部

内務科要具庫、倉庫等ハ内務長直轄トスルヲ例トス

第十八條 特務部ハ主トシテ船艇ノ保管、取扱其ノ他他ノ科ノ

所掌ニ屬セザル諸物件及諸裝置竝ニ關係人員ヨリ成ル其ノ編

制左ノ如シ

一 特務部指揮官 内務長ノ命ヲ承ケ特務部ヲ指揮スル者ニ

シテ兵科分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 特務部附 特務部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又

ハ一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ隊附兵科士官、特務士官、

准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 交通艇員 船艇ノ整備及運航ニ従事スル者ニシテ水兵

員、整備員及機關員ヲ以テ之ニ充ツ

四 飛行場器具員 飛行場ニ於ケル諸器具ノ整備及之ガ使用

ニ従事スル者ニシテ水兵員、整備員及機關員ヲ以テ之ニ充
ツ

五 燈火員 探照燈及他ノ科ニ屬セザル隊内一般ノ燈火ノ整

備ニ従事スルモノニシテ水兵員及整備員ヲ以テ之ニ充ツ

六 信號員 通信、傳令等ニ従事スル者ニシテ水兵員ヲ以テ

之ニ充ツ

七 氣象員 氣象ノ觀測通報ニ従事スル者ニシテ水兵員ヲ以

テ之ニ充ツ

八 見張員 見張ニ従事スル者ニシテ水兵員及整備員ヲ以テ

之ニ充ツ

第十九條 補機部ハ主トシテ各補助機械、諸裝置及軍需品材料

竝ニ關係人員ヨリ成ル其ノ編制左ノ如シ

一 補機部指揮官 内務長ノ命ヲ承ケ補機部一般ヲ指揮スル

者ニシテ兵科分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 補機部附 補機部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル

者ニシテ隊附兵科特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 罐室員 罐室作業ニ従事スル者ニシテ機關員ヲ以テ之ニ

充ツ

四 電機員 發電機、電動機及其ノ關聯裝置竝ニ電路、電機通
信裝置、白熱電燈等ノ整備ニ従事スル者ニシテ機關員ヲ以

テ之ニ充ツ

五 壓搾機員 空氣壓搾機械及其ノ關聯裝置ノ取扱ニ従事スル者ニシテ機關員ヲ以テ之ニ充ツ

第二十條 自動車部ハ主トシテ自動車、需品及材料竝ニ關係人員ヨリ成ル其ノ編制左ノ如シ

一 自動車部指揮官 内務長ノ命ヲ承ケ自動車部ヲ指揮スル者ニシテ兵科分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 自動車部附 自動車部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ隊附兵科特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 自動車員 自動車ノ整備及操縦ニ従事スル者ニシテ機關員ヲ以テ之ニ充ツ

第六節 修補科

第二十一條 修補科ノ編制左ノ如シ

一 修補長

二 修補士 修補長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ隊附兵科尉官ヲ以テ之ニ充ツ

三 掌修補長 修補長ノ命ヲ承ケ修補長主管（内務長主管中工業ノ部）ノ要具、需品、材料等ノ供給及整備ヲ掌ル者ニ

シテ隊附兵科特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

四 修補科要具庫員 掌修補長ノ命ヲ承ケ要具、需品、材料等ノ保管及配給ニ従事スル者ニシテ修補員ノ一部ヲシテ兼ネシムルヲ例トス

五 修補部

第二十二條 修補部ハ主トシテ飛行機等ノ修補（第十二條ノ二ノ規定ニ依ル飛行機ノ應急修補ヲ除ク）及潜水ニ要スル諸物件竝ニ關係人員ヨリ成ル其ノ編制左ノ如シ

一 修補部指揮官 修補長ノ命ヲ承ケ修補部ヲ指揮スル者ニシテ兵科分隊長ヲ以テ之ニ充ツ

二 修補部附 修補部指揮官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ隊附兵科士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 修補員 修補及潜水作業ニ従事スル者ニシテ其ノ業務ニ應ジ左ノ如ク區別呼稱ス

(イ) 修補部下士官 修補及潜水作業ニ従事シ且直接之ガ指導ニ任ズル者ニシテ整備兵曹又ハ工作兵曹ヲ以テ之ニ充ツ

(丙) 金工員 主トシテ金屬修補ニ從事スル者ニシテ工作員ヲ以テ之ニ充ツ

(ハ) 木工員 主トシテ木具修補、羽布塗粧作業及潜水作業ニ從事スル者ニシテ整備員及工作員ヲ以テ之ニ充ツ

第二十三條 削除

第七節 醫務科

第二十四條 醫務科ノ編制左ノ如シ

一 軍醫長

二 補助官 軍醫長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助スル者ニシテ軍醫科分隊長、隊附軍醫科士官、看護科特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 治療員 傷者ノ看護及人員ノ救急ニ從事スル者ニシテ看護員ヲ以テ之ニ充ツ

第八節 主計科

第二十五條 主計科ノ編制左ノ如シ

一 主計長

二 補助官 主計長ノ命ヲ承ケ其ノ業務ヲ補助シ又ハ主計科一部ノ指揮ヲ分掌スル者ニシテ主計科分隊長、隊附主計科

士官、特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

三 掌經理長 主計長ノ命ヲ承ケ掌衣糧長所掌以外ノ要具、兵備品等ノ供給及整備ヲ掌ル者ニシテ隊附主計科特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

四 掌衣糧長 主計長ノ命ヲ承ケ被服、糧食、要具等ノ供給及整備ヲ掌リ烹炊員ノ業務ヲ直接監督スル者ニシテ隊附主計科特務士官、准士官ヲ以テ之ニ充ツ

五 烹炊員 烹炊、給食等ノ業務ニ從事スル者ニシテ主計員ヲ以テ之ニ充テ其ノ首席者ヲ烹炊員長ト稱ス

六 會計員 會計給與ノ業務ニ從事スル者ニシテ主計員ヲ以テ之ニ充ツ

第三章 常務編制

第二十六條 常務編制トハ常時ニ於ケル航空隊編制ニシテ日常隊内諸要務ノ實施ハ主トシテ本編制ニ依ル

第二十七條 常務編制ニ在リテハ各部、科ハ戰鬥編制ヲ基礎トシ左ノ諸號ニ準據シテ若干ノ分隊ヲ編制シ各分隊長之ヲ指揮ス但シ副官、飛行長、飛行隊長、通信長、内務長、修補長、軍醫長、主計長竝ニ同從屬タル士官、特務士官及准士官ハ分

隊ニ編入スルノ限ニ在ラズ

一 庶務員ハ適宜ノ分隊ニ之ヲ編入ス

二 一飛行部員ヲ以テ一個分隊トス

三 一飛行機整備員ヲ以テ一個分隊トス

四 一兵器整備員ヲ以テ一個分隊トス

五 通信科員ヲ以テ二個分隊トス

六 修補部員ヲ以テ一個分隊トス

七 特務部員ヲ以テ一個分隊トス

八 補機部員ヲ以テ一個分隊トス

九 自動車部員ヲ以テ一個分隊トス

十 醫務科員又ハ主計科員ヲ以テ各一個分隊トス

第二十八條 補缺員タル飛行科整備科下士官、兵ハ之ヲ適宜ノ飛行科分隊、内務科分隊又ハ修補科分隊ニ編入ス

第二十九條 分隊ニハ左ノ諸號ニ依リ番號ヲ附ス

一 飛行科、通信科、内務科、修補科、醫務科、主計科ノ順序ニ一連ノ番號ヲ附シ第一分隊、第二分隊等ト稱ス

二 飛行科分隊ノ番號ハ飛行分隊、整備分隊、兵器分隊ノ順序トシ飛行分隊ノ番號ハ所屬飛行機ノ種別、型式ニ從ヒ艦

シ

上機、陸上機、水上機其ノ他ノ順序トス但シ艦上機及陸上

機ニ在リテハ之ヲ合セテ練習機、戦闘機、爆撃機、偵察機、

攻撃機ノ順序(同一機種ノモノハ艦上機ヲ先トス)トシ水上

機ニ在リテハ練習機、偵察機、飛行艇ノ順序トス

三 内務科分隊ノ番號ハ特務部、補機部、自動車部ノ順序トス

第四章 補則

第三十條 航空機搭乗者ノ搭乗配置ハ左ノ區分ニ依ル

第一搭乗配置

(イ) 飛行長、飛行隊長、飛行部指揮官、飛行隊附及飛行部

附ノ中飛行機操縦又ハ機上作業定員ノ配置ニ在ル者

飛行員

(ロ) 操縦又ハ機上作業教導ノ配置ニ在ル者

第二搭乗配置

第一搭乗配置以外ノ者ニシテ指揮、操縦又ハ機上作業、航

空機ノ整備、修補等ノ爲隨時航空機ニ搭乗ヲ要スル者ニシテ其ノ配置ハ司令之ヲ定ムベシ

第三十一條 海軍軍人以外ノ職員ハ司令適宜之ガ配屬ヲ定ムベシ

第三十二條 海軍練習航空隊ノ司令ハ本令ニ定ムルモノノ外練

習ノ業務遂行上必要ナル區分編制ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ編成シタル分隊ハ第二十七條ノ規定ニ依ル分隊ト一連ノ番號ノ下ニ第何分隊ト呼稱ス其ノ番號順序及配屬區分ハ司令之ヲ定ムベシ

第三十三條 削除

第三十四條 海軍航空隊ニ於テ本令ニ依ル編制ヲ制定セントス

ルトキハ別表第一、第二及第三ニ準ジ區分表、准士官以上配置表及分隊表ヲ調製シ所屬長官ノ認許ヲ受ケ之ヲ海軍大臣ニ提出スベシ其ノ一部ヲ變更セントスルトキ亦同ジ但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ理由ヲ附スルヲ要ス

第三十五條 海軍航空隊ニハ海軍航空隊配員簿ヲ備フベシ

海軍航空隊配員簿ノ様式ハ別表第四及第五ニ依ル

第三十六條 前諸條ニ規定スルモノノ外航空隊編制ニ付テハ本

令ニ抵觸セザル限り艦内編制令ヲ準用ス

附 則 (昭和十八年内令第九百二十八號)

本令ハ昭和十八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

艦船令、海軍航空隊令、艦内編制令及海軍航空隊編制令ノ特例ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

別表第一(用紙美濃野紙)

(例) 某海軍航空隊區分表

一 飛行科區分

第一飛行隊	第一飛行部	何式飛行機	何機
第二飛行隊	第二飛行部	何式飛行機	何機
第三飛行隊	第三飛行部	何式飛行機	何機
第四飛行隊	第四飛行部	何式飛行機	何機
第五飛行隊	第五飛行部	何式飛行機	何機

二 內務科區分

- 特務部
- 補機部
- 自動車部

職名		官階	編制令ニ依ル配置	編制令ニ依ル搭乗配置
司	令少	將		第二搭乗配置
副	長大	佐		第二搭乗配置
副	官少	佐大尉		
飛行	長中	佐		第一搭乗配置
飛行	長中	少佐	第一飛行隊長	第一搭乗配置
分隊	長少	佐大尉	第一分隊長(第一飛行部)	第一搭乗配置
分隊	長少	佐大尉	第二分隊長(第二飛行部)	第一搭乗配置
隊	附兵科尉官		第一飛行隊附	第一搭乗配置

以下之ニ準ズ

(例) 某海軍航空隊准士官以上配置表

第二類 編制 海軍航空隊編制令

一四〇ノ四

別表第三(用紙美濃野紙)

某海軍航空隊分隊表

記 錄 員	通 信 傳 令 員	員 行 飛		配 置	(例) 第何分隊 (第何飛行部) 分隊長 少佐 一 分隊士 兵科尉官 三 飛行兵曹長 四 大尉 中少尉(飛) 二						
		射擊員	偵察員						操縱員	搭 乘 配 置	科別 特 技 別 章
		第一搭乗配置	第一搭乗配置	第一搭乗配置		下士官	兵	下士官	兵		

第二類 編制 海軍航空隊編制令

別表第五

一四〇ノ四ノ二

第 分隊下士官及兵配員表

依編 ル制 配令 置ニ	編制 令ニ 依 ル搭 乗配 置	番配 號置	氏 名	定 官職 階員 特 技章	現 官職 階員 特 技章	防 火	特 務	銃 器	班	記	事

備考 特技章ハ適宜ノ符號ヲ以テ區別表示スルモノトス